

締約国に関する情報 E G	エジプト 一般情報	附属書 B 1 E G
国内官庁の名称	Egyptian Patent Office (エジプト特許庁)	
所在地	101 Kasr Al Ainy St., Cairo, Egypt	
郵便のあて名	P. O. Box 11516, Cairo, Egypt	
電話番号	(202) 792 22 03, 792 12 72, 792 12 92, 792 12 74	
ファクシミリ装置	(202) 279 21 273	
電子メール	patinfo@egypo. gov. eg	
インターネット	www. egypo. gov. eg	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
エジプトの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により，エジプト特許庁又はW I P O国際事務局 (附属書C参照)	
エジプトが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	エジプト特許庁（国内段階参照）	
エジプトを選択できるか？	できる（PCT第II章に拘束）	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許，実用新案	
国際型調査に関するエジプトの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
エジプトが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
エジプトが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知の日から3箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり	